

宿泊約款

第1条

- プチペンションパオパオ（以下「当館」といいます）がおお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約締結の拒否

第2条

当館は、次の場合には、宿泊のお引き受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 満室または満員により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする方が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し暴力的要求行為が行われた、または合理的な範囲を超える特別の負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊頂くことができないとき。
- 長野県旅館業法施行条例を違反するとき。

宿泊契約の申込み

第3条

当館に宿泊の申込みをする場合には、宿泊予約のおお客様に対して次の事項を申し出ていただきます。

- お客様の氏名および電話番号
- 泊日及び到着予定時刻
- その他当施設が必要と認めた事項

予約金

第4条

- 当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊料金の50%を限度とする予約金のお支払いを求めることがあります。
- 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残金があれば返還します。

予約の解除

第5条

- 当館は、宿泊予約のおお客様が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次の掲げるところにより、違約金を申し受けます。

予約を取消された場合の取消料（※取消とは、人員減・泊数減等の内容変更を含みます）

| 取消 通知日 | 当日連絡のない不泊 (NO SHOW) | 当日 | 前日 | 11名以下 | 10～2日前 |
|-----------|------------------------|-----|-----|-------|--------|
| | | | | 12名以上 | 14～2日前 |
| 取消料率 | 100% | 70% | 50% | 30% | |

2. 当館は、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時（あらかじめ、予定到着時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約はお客様により解除されたものとみなし、処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、お客様がその連絡をしないで到着しなかったことがお客様の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。

第 6 条

1. 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - a. 第 2 条第 c 号から第 g 号までに該当することとなったとき。
 - b. 第 3 条の事項の申し出を求めた場合において、期限までにそれらの事項の申し出なきとき。
 - c. 第 4 条第 1 項の予約金のお支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
2. 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、第 2 条第 f 号に該当する場合のみ、収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第 7 条

- お客様は宿泊日当日、当館フロントにおいて次の事項を登録して下さい。
- a. お客様の氏名、住所、電話番号及び生年月日
 - b. 外国人にあつては、旅券番号、入国地及び入出国年月日
 - c. その他当館が必要と認めた事項

客室の使用時間

第 8 条

1. お客様が当館の客室をご利用いただける時間は、午後 3 時から翌日午前 10 時までとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず時間外の客室の使用に応ずる場合があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - a. 超過 2 時間までは、室料相当額の 30%
 - b. 超過 4 時間までは、室料相当額の 50%
 - c. 超過 4 時間以上は、室料相当額の 100%
3. 前項の室料相当額は、素泊まり料金とします。

営業時間等

第 9 条

1. 当館の営業時間は、次のとおりとします。
 - a. フロント等サービス時間
午後 3 時から午後 10 時まで 翌午前 7 時 30 分から午前 10 時まで
 - b. 飲食等提供時間
夕食・・・午後 6 時から午後 8 時半まで
ラウンジ・・・夕食後から午後 10 時まで（ラストオーダー：午後 9 時 30 分）
朝食・・・午前 8 時から午前 9 時 30 分まで
2. お客様からの申し出があり、かつ当館が応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

料金の支払い

第10条

1. 料金の支払いは、通貨（日本円）により、お客様の出発の際、又は当館が請求したときフロントにおいて行なっていただきます。
2. お客様が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

利用規則の遵守

第11条

お客様は当館内においては当館が定め掲示した利用規定に従っていただきます。

宿泊継続の拒否

第12条

当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- a. 第2条第c号から第g号までに該当することとなったとき
- b. 前条の利用規定に従わないとき

当館の責任

第13条

1. 当館の宿泊に関する責任は、お客様が当館フロントにおいて宿泊の登録を行なった時、又は客室に入った時のどちらか早い時に始まり、お客様の出発時に終わります。
2. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
3. 当館の責に帰すべき理由によりお客様に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、そのお客様に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。
4. お客様が当館駐車場をご利用になる場合、当館は車両等（自転車など含む）の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場内での当館の故意によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

お客様の責任

第14条

1. お客様の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該のお客様は当館に対し、その損害を賠償していただきます。